

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

大和市長 大木 哲

#### 大和市条例第17号

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年大和市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(大和市小児医療費助成条例の一部改正)

第2条 大和市小児医療費助成条例(平成7年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(大和市障害者福祉手当に関する条例の一部改正)

第3条 大和市障害者福祉手当に関する条例(昭和41年大和市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。